

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

令和三年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

令和三年十二月三日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

むくび

北葛城郡河合町泉台二丁目一―二二

三 開設者の氏名

久保 稔

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一九（イ）二四一三号

六 監督処分の内容

建築士事務所の令和三年十二月十日から十四日間の閉鎖

七 監督処分の原因となった事実

むくびの管理建築士である久保稔は、奈良県知事から、建築士法第十条第一項の規定により、令和三年十二月十日から十四日間の業務の停止の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。